

令和6年第3回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和6年3月21日(木)

午後 2時00分閉会

2 場 所 竹原市民館 3階 第5会議室

3 出席者 高田教育長、浅野教育長職務代理者、竹下委員、西川委員、有田委員、
平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長、富本参事兼人事管理担当課長、
堀川文化生涯学習課長、山口総務学事課教育総務係長、
木原総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第 7号 学校歯科医の委嘱について

議案第 8号 学校運営協議会委員の委嘱について

議案第 9号 市立竹原書院図書館管理運営規則の一部を改正する規則案

議案第10号 職員の任免その他の人事について

○高田教育長 ただいまから、令和6年第3回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。ここで暫時休憩とします。

(休憩)

○高田教育長 それでは休憩を閉じます。

お諮りいたします。議案第10号は個人情報であるため、非公開とすることとし、議事の運営上、議事の最初に付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第10号は個人情報であるため、非公開とすることとし、議事の運営上、議事の最初に付議することに決定しました。

(非公開)

○高田教育長 それでは休憩を閉じます。これより公開とします。

続いて、議案第7号「学校歯科医の委嘱について」を議題といたします。
関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長 議案第7号「学校歯科医の委嘱について」でございます。議案書の1ページを御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定により、次の者に学校歯科医を委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。議案書3ページを御覧ください。提案の要旨ですが、竹原・豊田歯科医師会より学校歯科医変更届が提出されたことに伴い、その推薦を受けた者に学校歯科医を委嘱しようとするものでございます。委嘱する歯科医につきましては、吉名学園におきまして石井光道医師でございます。吉名学園におきましては、これまで、前期課程の担当が石井医師、後期課程の担当が米田医師という2人体制でしたが、後期課程も石井医師が担当され1人体制となるものでございます。委嘱年月日につきましては、令和6年4月1日です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 歯科医師会から変更届が提出されて教育委員会が受理するという形で、教育委員会からそれに対して意見や提案を述べるのでしょうか。

- 沖本教育次長
兼 課 長 この度の委嘱の変更につきましては、歯科医師会から変更届が提出されたことによるものでございまして、そのことについて教育委員会として適切であると判断し受理したものでございます。届出が提出されて、その内容に疑問がある場合は、協議をして適切な方向へもっていくという形になるかと思えます。
- 西川委員 過去に、地理的に別の学校で学校歯科医をお願いしたいであるとか議論や提案があったケースがあるのでしょうか。
- 沖本教育次長
兼 課 長 私が知る範囲ではございません。地理的なところで例を出されましたが交通費という形ではなくて、出務の回数に応じて報酬が発生するという形になっておりますので、地理的なことは、考慮するようなことはありません。
- 浅野教育長
職務代理者 学校医や学校歯科医に関して、全校児童生徒の人数に対して学校医や学校歯科医を何人配置するといった決まりはありますか。
- 沖本教育次長
兼 課 長 私が知る範囲では、そういった決まりはございませんが、もう一度調べて、次回の教育委員会会議で御報告させていただきます。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長
職務代理者 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 有田委員 はい。
- 平田委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第8号「学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 富本参事 議案第8号「学校運営協議会委員の委嘱について」でございます。議案

書4ページを御覧ください。竹原市内全ての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進して3年が経過しました。各校におけるコミュニティ・スクールのスタイルも定着し、特色ある地域学校協働活動を展開していただいているところです。令和6年度も引き続き、全ての竹原市立学校に学校運営協議会を設置することに伴い、竹原市学校運営協議会規則第5条の規定により、校長から推薦を受けた者に学校運営協議会委員を委嘱することについて、承認を求めるものでございます。令和6年度学校運営協議会委員として、各学校の校長から推薦された方については、議案書5ページから7ページにかけて各学校の委員の氏名等を掲載しております。学校運営協議会委員につきましては、竹原市学校運営協議会規則で定められているとおり、各協議会15名以内とし、任期は1年間でございます。委員は、校長から推薦をいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び竹原市学校運営協議会規則に基づきまして、教育委員会が任命するというものでございます。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○竹下委員

任期は1年間となっておりますが、年度途中で学校運営協議会のメンバーが変わることはあるのでしょうか。また、学校運営協議会委員のお名前を拝見していましたら、2校で重複している方がおられますが、それぞれの学校に委員として出席されることに問題はないのでしょうか。

○富本参事

1点目の年度途中の委員の交代等については、年度によってはございません。宛職で学校運営協議会委員になっておられた方が、役を終えられて新たな方がその役に就いた時に委員を交代するということがございます。また、事情があつて、途中で委員を辞職されて委員を解嘱する場合もありますので、入れ替わりというのはございます。ただ、令和5年度につきましては、年間を通じて委員の入れ替わりはございませんでしたので、年度によって状況は異なります。2点目の2校で委員をされている方につきましては、特に制限をするものはございません。同じ校区内の小学校と中学校

で委員をされているという事例がありますので、その辺りは小学校と中学校のつながりというところで、まさにつなげていただくという意味では、良い事例かなと思っております。

○竹下委員 任期が令和7年3月31日までで、翌年度に全員が再任される学校もあるとは思いますが、また新たに初めから委員を誰にお願いするかを考えていくという感じなのでしょうか。

○富本参事 基本的には、学校運営を支援していただく地域の方ということで大きくメンバーが変わることはありませんが、例えば校長が新たな方針を打ち出した場合、あるいは新たな協働的な活動を打ち出したいといった場合には、それに協力していただける新たな委員を推薦してくるということがありますので、基本的には同じ方ですが、年度によっては、増えるということがございます。

○高田教育長 校長の推薦を受けて教育委員会のほうで、その方を委員として承認しておりますので、基本的には、余程のことがない限り校長の推薦を否決することはないですし、今までも否決したことはありません。

○竹下委員 今委員をされておられる方は、引き続き委員をされることが多いということによいでしょうか。

○高田教育長 協議会は、15人以内の委員をもって組織することとなっておりますので、その中で、校長の学校経営の意向によって委員の人数を増やすことができます。

○平田委員 委員の人数は、15名以内と認識しておりますが、竹原市学校運営協議会規則第5条第2項第1号の設置校に在籍する児童又は生徒の保護者から第5号の設置校の教職員まで項目がありますが、項目ごとに少なくとも4人は委員を選んでほしいという認識でよろしいでしょうか。

○富本参事 竹原市学校運営協議会規則第5条第2項にあります方々については、全て網羅するということはないと思います。結果的に校長の学校経営を支援していただける方を推薦する中でここに記載されているような方々が自然

と推薦されてくるのではないかなと思います。ちなみに設置校の教職員につきましては、校長も学校運営協議会の委員に入っておりますので、校長も含めた人数で委員を委嘱するのですが、委嘱状は出しておりません。

○西川委員

1点目は、構成委員の中には、基本的に各学校のPTA会長が入っているという認識でよいかどうかということと、2点目は、推薦書が提出される際に、学校によって、次期PTA会長が決まっている学校と、決まっていない学校があると思います。昨年も年度途中でPTA会長の変更に伴って、学校運営協議会委員が変更となることがあったので、そういうケースも今年度はあるだろうというふうに理解してよいのかどうかを教えてください。

○富本参事

委員の中にPTA会長が入るかどうかにについては、保護者組織とのつながりという面では、大きなパイプになりますので、ほとんどの学校でPTA会長に委員に入らせていただいているような状況です。どうしても4月のPTA総会を経て新しいPTA会長が決まりますので、今回、旧のPTA会長が委員として名前が挙がっている場合は、その時点で旧のPTA会長の委嘱を解いて新たなPTA会長に委員を委嘱するということになりますが、学校によってはPTA会長の候補者を想定して委員として推薦されている場合もありますので、学校ごとに状況は異なります。

○高田教育長

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長

はい。

職務代理者

○竹下委員

はい。

○西川委員

はい。

○有田委員

はい。

○平田委員

はい。

○高田教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり承認する

ことに決定いたしました。続いて、議案第9号「市立竹原書院図書館管理運営規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長

議案第9号「市立竹原書院図書館管理運営規則の一部を改正する規則案」でございます。議案書10ページを御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会規則を改正するものでございます。先般の竹原市議会定例会において「福山市と竹原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」が可決され締結に向けた準備を進めているところです。この連携協約は、福山市及び竹原市が、互いの区域における事務を協力して処理することにより、圏域全体の経済成長をけん引するとともに、住民が安心して豊かな暮らしを営むことができるよう圏域の形成に資することを目的としているものでございます。今回の議案につきましては、この連携協約に関して、本日配布させていただいております「図書館資料の広域利用に関する申し合わせ事項」を4月1日付で締結することに伴い、市立竹原書院図書館管理運営規則の一部を改正するものでございます。申し合わせ事項は、教育・文化の振興を図り、住民への図書館サービスの充実を図ることを目的として、広域利用ができるものの範囲等を定めております。議案書13ページの新旧対照表で説明いたします。市立竹原書院図書館管理運営規則第5条「個人貸出しを受けられることができるもの」でございますが、第1項第4号に「福山市内に居住している者」を加え、改正するものでございます。このことにより、申し合わせ事項にありますように、図書館の広域利用について福山市に住所を有する個人が貸出し館の条例及び規則等の規定により、市立竹原書院図書館の利用ができるものでございます。施行期日は令和6年4月1日でございます。今回の連携協約及び申し合わせ事項の締結に伴う図書館サービスの充実は、竹原市に住所を有する個人が福山市立図書館の電子図書の利用が可能となることが大きいと考えております。

今後図書館を通じて利用方法等を周知してまいりたいと考えております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○有田委員 新旧対照表の改正前及び改正後の3広島広域都市圏域を構成する自治体の区域内に居住している者の中に福山市は含まれていないということでしょうか。

○堀川課長 3号のところの広島広域都市圏域を構成する自治体の区域内には、福山市は含まれておりません。三原から山口の方までの市町で構成する広域都市圏が広島広域都市圏域で、竹原市は、広島中央地域連携中枢都市圏と今回3つ目の都市圏、備後圏域連携中枢都市圏で連携して実施するという整理にしていこうとしています。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は終了いたしました。以上をもちまして令和6年第3回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和6年3月21日 午後2時00分閉会